

山口県介護施設等光熱費高騰対策支援事業（光熱費支援金）について

1 事業の目的

- 物価高騰により、光熱費等が上昇する中、介護施設等に対し、支援金を支給することにより、安心・安全で質の高いサービスが継続できるよう支援することを目的とする。

2 支給対象施設一覧

<p>(入所系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 特別養護老人ホーム イ 地域密着型特別養護老人ホーム ウ 介護老人保健施設 エ 介護医療院 オ 特定施設入居者生活介護 カ 地域密着型特定施設入居者生活介護 キ 認知症対応型共同生活介護 ク 短期入所生活介護（※空床利用型は除く） ケ 養護老人ホーム コ 軽費老人ホーム 	<p>(通所系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 通所介護 イ 認知症対応型通所介護 ウ 地域密着型通所介護 エ 通所リハビリテーション オ 小規模多機能型居宅介護 カ 看護小規模多機能型居宅介護 <p>(訪問・相談系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 訪問介護 イ 訪問入浴介護 ウ 訪問リハビリテーション エ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 オ 居宅介護支援 カ 福祉用具貸与 キ 訪問看護ステーション
---	---

3 支援金の額

区分		支給額
入所系	定員 61 人～	400 千円／施設
	定員 41～60 人	250 千円／施設
	定員 1～40 人	150 千円／施設
通所系		120 千円／施設
訪問・相談系		60 千円／施設

4 申請手続

- 本事業は委託実施を予定しており、申請書提出先は受託事業者となる予定ですので、申請先・申請方法等については決定次第、「かいごへるぷやまぐちHP」でお知らせします。
- 本申請書は、食材料費補助金の申請書と同時に申請できるようになっています。

山口県介護施設等物価高騰対策支援事業（食材料費補助金）について

1 事業の目的

- 物価高騰の影響により、利用者へのサービス提供に影響が生じないように、介護施設等に対し、補助基準額を上限として、令和8年度の食材料費の対前年増加額に係る経費を補助する。

2 補助金対象事業者一覧

(入所施設)	(通所施設)
ア 特別養護老人ホーム	ア 通所介護
イ 介護老人保健施設	イ 通所リハビリテーション
ウ 介護医療院	ウ 地域密着型通所介護
エ 短期入所生活介護	エ 認知症対応型通所介護
オ 短期入所療養介護	オ 小規模多機能型居宅介護
カ 地域密着型特別養護老人ホーム	カ 看護小規模多機能型居宅介護
キ 認知症対応型共同生活介護	
ク 小規模多機能型居宅介護	
ケ 看護小規模多機能型居宅介護	
コ 特定施設入居者生活介護	
サ 地域密着型特定施設入居者生活介護	
シ 養護老人ホーム	
ス 軽費老人ホーム	

3 補助金の額

- 以下の①と②の額を比較して、低い方の額を補助金として交付する。

①食材料費の対前年増加額

$$\boxed{\text{令和8年度の食材料費}} - \boxed{\text{令和7年度の食材料費}}$$

②補助金の交付上限額

$$\boxed{\text{補助基準額}} \times \boxed{\text{利用者}}$$

区分	補助基準額
入所系	21,600円（利用者1人当たり）
通所系	6,400円（利用者1人当たり）

4 申請手続

- 本事業は委託実施を予定しており、申請書提出先は受託事業者となる予定ですので、申請先・申請方法等については決定次第、「かいごへるぷやまぐちHP」でお知らせします。
- 本申請書は、光熱費支援金の申請書と同時に申請できるようになっています。

5 注意事項

- 食材料費の増加額を利用者に負担させているなど、事業所以外の負担としている場合は、補助金の算定対象外になります。
- 補助対象施設であっても、食事の提供を行わない利用者については、補助金の算定対象外になります。
- 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、宿泊サービスの利用者数に入所施設の補助基準額、通いサービスの利用者数に通所施設の補助基準額を適用します。